次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目		種類	構造又は用途	細目
（略）	（略）			（略）	（略）		
（削除）							
（略）	構築物	（略）		（略）	構築物	（略）	
観光振興事業費補助金		金属造のもの（前掲のものを除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	空港脱炭素化推進事業費補助金			
空港整備事業費補助			送配管	（略）			
（空港脱炭素化推進事業費補助金及び空港防災機能施設整備事業費補助金に限る。）			鋳鉄製のもの	観光振興事業費補助金（新設）			
			鋼鉄製のもの				
			水そう及び油そう				
			鋳鉄製のもの				
			鋼鉄製のもの				
	（略）		（略）		（略）		（略）
			二五年				二五年
			三〇年				（新設）
			一五年				（新設）
			二五年				（新設）
			一五年				一五年
			（略）				（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、令和七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　令和六年度以前の補助金等で令和七年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

その他告示

○農林水産省告示第七百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,072.7トン	4,334.6トン